**独占代理契約**

KIZNAJAPAN株式会社（登記地：日本千葉県千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンCB棟3階MBP、以下は「依頼人」という）と北京動力無限国際物流株式会社（登記地：北京市豊台区翠海明苑27号ビル1階101-2、以下は「代理人」という）は、有効的な協議の元で、2021年2月23日に次の通り本契約を締結する。代理人は中国地区での貿易会社として、中国地区の製品市場を展開するものとする。

**第1条　独占代理権**

本契約の有効期間内に、依頼人は、中国大陸地区および香港・マカオ地区（以下は併せて「指定地区」という）にて、第3条に定められた製品（以下は「指定製品」という）を販売するための独占代理権を代理人に授与する。代理人は上記依頼を受け入れる。本契約が調印された時点より、依頼人は代理地域内で、直接或いは間接的にその他のルートを利用して代理商品を販売したり、他社を当該指定地区の販売代理人として指定したりしてはならない。また、その他の代理人が製品を当該指定地区へ販売することを回避しなければならない。本契約の有効期間内に、代理地域内のその他の顧客からの代理製品に関する発注や見積依頼について、依頼人は代理人へ移行させなければならない。

**第2条　代理人の権限**

代理人は指定地区内で顧客と販売契約を締結し、商品代金を請求することができる。代理人は依頼人への発注義務を最大限で履行する。依頼人の許可を取得しない限り、代理人は輸送・発注に関する会社の如何なる指示を違反してはならない。

**第3条　製品**

代理業務の対象となる製品は、次の通りとする。

健康水フィルター、炭酸水フィルター、水素発生装置、スキンケア商品及び関連製品。

代理業者の販売業務の拡大に伴い、依頼人は代理商品の範囲を広げ、追加代理商品の補充契約を締結することがある。前号に定められた製品は、依頼人の製品技術或いは性能更新により終止、または変更されることがない。同類製品の新製品について、代理人は当然的な継続代理権を有する。

**第4条 製品販売**  
 本契約が締結される24ヶ月前までに、代理人は最大限の努力を尽くして、健康水フィルタ200台の発注数量を満足しなければならない。

**第5条　代理人の義務**

代理人は、受注を求めるために最大限の努力を尽くして依頼人の製品を販売しなければならない。なお、指定地区における指定製品の市場シェアを拡大させるために、相当な規模と能力を持つプロモーション機関を設けて、広告宣伝や展示会などの活動を行わなければならない。

代理人は、製造元と競争するあらゆるメーカーより利益を取得したり、代理製品と同様或いは類似する製品を製造したりしてはならない。

**第6条　情報の公開及び事業状況の報告**

依頼人は、指定製品の販売条件、価格表、技術書類及び広告資料などを含めた全ての必要情報を代理人へ提供しなければならない。

代理人はその販売進展、市場相場、顧客からのフィードバックを毎月依頼人へ報告しなければならない。

**第7条　知的財産所有権の使用及び保護**

代理人は、依頼人の商標、商号またはその他のあらゆるロゴを使用することができる。ただし、指定製品の標識及び宣伝を唯一の目的とし、尚且つ本契約に定められた製品の販売及び宣伝に限るものとする。

これらの無形財産は永遠に依頼人の財産として、如何なる事由があっても、代理人は依頼人の商標、商号或いはロゴを自らの財産として登録したり、無断でその他の製品に使用したりしてはならない。なお、当該権利は本契約が期限満了時、または如何なる理由により終止となった時点で終止するものとする。

代理人は、依頼人の商標、商号或いはロゴが侵害されたことを発覚した場合、直ちに依頼人に通知しなければならない。

代理人が指定地域で自らのブランド商標を登録し、代理製品をパッケージング後に販売することを、依頼人は許可する。

**第8条　費用**

代理人の事務費用、給与福祉、及び本代理契約を履行するために発生する費用（輸送費、倉庫費用、保険代、アフターサービス費用、広告費用など）は代理人が自ら負担するものとする。

**第9条　代理の譲渡及び分譲**

如何なる事由があっても、代理人は依頼人から授与された独占代理権を譲渡してはならない。

マーケティングネットワークを構築するために、代理人はサブエージェントを指定することができる。但し、サブエージェント候補を選定する際は、必ず事前に依頼人の許可を求めなければならない。依頼人の許可を取得した前提で、代理人はサブエージェントと本契約と一致し、依頼人の利益を損なうことのない代理契約を、サブエージェントと代理契約を締結しなければならない。また、その契約の1通を依頼人へ提出する。

**第10条　契約の終止**

本代理契約の有効期間は5年間とする。期限満了後、何れかの当事者が相手に契約の解除を要求しない限り、本契約は自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。本契約の自動継続が5年間を満了した場合、双方の当事者は契約を改めて締結し、さらに有利な代理条件を代理人に与えることができる。何れかの当事者は、期限満了の3ヶ月前に本契約を終止にすることができる。

代理人が本契約第6条の定めを違反した場合、依頼人は責任を一切負うことなく、本契約を即刻で終止にすることができる。その場合以外、双方は契約を前もって終止にすることができない。さもなければ、それにより相手に与えた損害を賠償しなければならない。

契約が終止となった時点で、代理人は依頼人から提供された全ての資料を依頼人へ返却しなければならない。

契約が終止となってから1年間以内に、代理人は指定製品と同様或いは類似する製品、または競争相手の製品を代理してはならない。

**第11条　準拠法**

本契約の有効性、構成及び履行はいずれも中華人民共和国法律を準拠する。

**第12条　仲裁**

本契約の履行をめぐって発生した全ての争議は、有効的に協議して解決するものとする。協議しても解決できない場合、争議を中国国際経済貿易仲裁委員会（北京）へ提出し、その仲裁ルールに従って仲裁を行うものとする。仲裁の裁決は終局的なものであり、双方に対しても制約力を有する。仲裁費用は敗訴した当事者が負担するものとし、仲裁委員会に別途定めたあった場合を除く。

**第13条　送達方法**

何れかの当事者が相手に送信する通知、書類、データなどは、本契約に定められた住所、宛先と通信端末まで送信しなければならない。何れかの当事者が名称、住所、宛先或いは通信端末を変更する際は、変更後3日間以内に書面をもって相手の当事者に通知しなければならない。相手の当事者が変更通知を実際に受信する前の送達は有効送達とする。電子送達と書面送達は同等な法律効力を有する。

依頼人の宛先：日本千葉県千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンCB棟3階MBP

電話番号：+81 90-3225-8082

依頼人は電子ファイルによる送達を（■受け入れる、□受け入れない）。

電子端末の情報は次の通りとする。

電子メール：info@kiznajapan.com

代理人の宛先：北京市豊台区翠海明苑27号ビル1階101-2

依頼人は電子ファイルによる送達を（■受け入れる、□受け入れない）。

電子端末の情報は次の通りとする。

電子メール：info@uplussuper.com

何れかの当事者が相手に送信した書類は、書類（なるべく書留郵便物とする）を差し出してから7日目を送達日とする（海外宛の場合は、事情を踏まえて延長しても可。但し、明確にしたほうがよい）。送信されたファックスや電子メールは、前記電子ファイルの内容が精確なアドレスへ送信され、システムに戻されなかった前提で、相手のデータ受信システムへ送達されたものとする。送達日が非営業日の場合、次の営業日に送達されたものとする。

本契約に定められた住所、宛先及び電子通信端末は、双方の日常業務のやり取り、法律書類及び争議解決時の人民法廷または仲裁機関からの法律書類の送達住所でもある。人民法廷または仲裁機関の告訴書類（判決書を含む）が何れかの当事者の上記住所または工商登記で公示された住所へ送達された場合は、有効送達とする。当事者が電子通信端末への送達は、争議解決時の送達にも適用する。

**第14条　その他**

本契約の変更、修訂及び添削は、書面をもって行うものとする。

本契約は双方の当事者が同時に調印した日或いは最後に調印した日より正式に発効する。

本契約中の単独または複数の条項が無効となった場合でも、その他の条項は引き続き有効とする。

本契約の証として、本書を2通作成し、双方は1通ずつを保管し、同等な効力を有する。

本契約の有効期間は、2021年2月23日より2026年2月23 日までとする。

**2021年2月23日**

依頼人：日本千葉県千葉市美浜区中瀬 1-3

　　　　幕張テクノガーデンCB棟3階MBP

KIZNAJAPAN 株式会社 ㊞

　　　　代表者：斉藤成人 ㊞

代理人：北京市豊台区翠海明苑27号ビル1階101-2

　　　　北京動力無限国際物流株式会社 ㊞

　　　　代表者：かたき か　　　　　　　　　　　　　 ㊞